

日液協第28～6号  
平成28年4月12日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

バルク20年検査等における消防への届出について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、（一社）全国LPガス協会と日本LPガス団体協議会（日団協）が消防庁に対し、バルク貯槽20年検査関係で、既に改正された液石法施行規則における「特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例（規則第21条第2項）」及び「液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例（規則第87条第2項）」と同様に、消防への届出についても特例を設けていただくよう、折衝をしておりました。

この度、別添のとおり消防庁において特例が了承され、そのQ&Aが消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長等に通知されたものがホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

○特例の内容（消防庁文書から抜粋）

（液化石油ガスの貯蔵・取り扱いの届出関係）

問1 貯蔵能力が300kg未滿の貯槽又はバルク貯槽（以下「貯槽等」という。）の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に一時的に仮設供給設備を連結する場合において、当該貯槽等の見やすい箇所には液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をする措置を講じたときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力の合計数量により、法第9条の3第1項に基づく届出の要否を判断してよいか。

答1 お見込みのとおり。

○文書掲載アドレス（消防庁ホームページ）

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280301\\_ki37.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280301_ki37.pdf)

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・岩田）

消 防 危 第 37 号

平成28年 3 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

( 公 印 省 略 )

## 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として  
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する  
一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出する  
ものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

消防法(昭和 23 年法律第 186 号) . . . . . 法  
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号） . . . . . 政令  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号） . . . . . 規則

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：鈴木補佐、清水係長、金子係長

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

(液化石油ガスの貯蔵・取り扱いの届出関係)

問1 貯蔵能力が300kg未満の貯槽又はバルク貯槽(以下「貯槽等」という。)の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に一時的に仮設供給設備を連結する場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をする措置を講じたときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力の合計数量により、法第9条の3第1項に基づく届出の要否を判断してよいか。

答1 お見込みのとおり。

(有機ハイドライド関係)

問2 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン(第1石油類)から水素を製造する以下の施設は、一般取扱所として取り扱ってよいか。

- 1 原料となるメチルシクロヘキサンから脱水素して水素を取り出す工程を有する。当該工程では熱源として灯油が消費されるとともに、副産物としてトルエン(第1石油類)が生成される。なお、1日に脱水素するメチルシクロヘキサンは指定数量以上である。
- 2 メチルシクロヘキサン、トルエン及び灯油を貯蔵するタンクが地下に設置される。
- 3 トルエンを移動タンク貯蔵所で回収する。

答2 お見込みのとおり。

当該施設の目的は、法第2条第7項に規定する危険物には該当しない水素の製造であり、副産物としてトルエンが生じることは水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は製造所に該当せず一般取扱所に該当すると考えられる。

(給油取扱所関係)

問3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓に、規則第28条の2の5第6号ハに基づき、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けることとされている。

下記1～3の条件を満たした場合、政令第23条の規定により、当該制御装置と同等以上の効力があると認め当該制御装置の設置を免除してよいか。

## 記

### 1 監視の強化

安全を確認するための制御卓での監視者以外に、給油・注油空地に(1)から(3)の体制で従業員を配置する。

- (1) 平日は2名
- (2) 土・日・祝祭日は4名
- (3) 従業員相互の緊急連絡用としてハンズフリー式のトランシーバーを所持させる。

## 2 緊急停止釦の強化

- (1) 及び(2)の措置を行う。
- (1) 緊急停止釦を給油空地のキャノピー柱5箇所へ増設する。
- (2) 緊急停止釦の起動は手動のほか、給油・注油空地に配置する従業員が持つ無線ペンダントでも遠隔起動出来るものとする。

## 3 漏洩防止策

給油ノズルを自動車の給油口に差し込んだ後、顧客が固定給油設備に設置された「給油スタート釦」を押すことによりポンプを起動させる方式（先ノズル方式）とする。

答3 免除することは不適當である。

当該制御装置は、制御卓において顧客による給油を監視している従業員が、顧客による給油の状態を確認し、給油許可、停止を行うために設置されるものであり、当該制御装置を設置することは、事故の発生を未然に防止するための重要な安全確保措置である。

記1から3の対応では、危険物や給油に関して十分な知識のない顧客が給油許可なしで自ら給油することとなり、事故の未然防止について、当該制御装置と同等以上の効力があるとは客観的に認められない。